# 報告案に対する主な論点について

IP ネットワーク設備委員会 事務局

# (1)重大な事故報告制度上のベストエフォートサービスに対する「品質の低下」の考え方

東郊日中の司井中南			( <b>0</b> )  -	サニナ/中/
事務局案の記載内容		構成員からの意見		考え方(案)
ベストエフォートサービ	•	ベストエフォートサービスについて	•	利用者によって通信サービスの利用方法や目的は様々であり、「トラヒック減
スについては、重大な		は、通常受忍すべきと考えられる品		少 80%超」や「トラヒック 50%超」とする <b>絶対的な基準値を設けることは困難</b>
事故報告制度上の品		質のレベルを下回っている状態(トラ		だと考えます。例えば、クリティカルなビジネス用途においてスループットが 3
質の低下に関する絶		ヒックの減少が、 <u>概ね一定<b>の</b>比率</u>		割減となった場合、アプリケーションが有効に機能せず、ビジネスも成立しなく
対値による基準を定め		(80%、50%など)を超える状態)を		なるような <b>受忍できないケースもユーザーによってはあり得る</b> と考えます。
ることは適当ではな		「品質の低下」とすべきではないか。	•	また、不透明な根拠に基づき絶対値による事故報告基準を定めた場合、たと
い。				え国民生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼした事故であっても、その
				<b>絶対基準を超えない障害の場合は再発防止策等を確認できない</b> こととなり、
				利用者利益を尊重した制度とは言えず、適切ではないと考えます。
	•	ベストエフォートサービスの品質低下	•	電気通信事業法の目的は <b>電気通信役務の円滑な提供及び利用者利益の保</b>
		については、事務局案の定量的な指		<u>護</u> であり、電気通信事業者は <b>電気通信役務の確実かつ安定的な提供</b> を行う
		標を設けないこと、統一された一律的		ことが求められています。
		な指標を設けないことに、賛同致しま	•	電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保、及び利用者の利益保護を
		すが、 <u>各々の電気通信事業者が設</u>		目的とした「重大な事故」報告制度は、電気通信事業者が報告をしなかった
		計時に定めた品質低下指標に基づ		場合、三十万円以下の罰金に処せられる可能性があります。
		き、品質低下か否かの判断を行うべ	•	こうした罰則の対象となる報告制度において、報告基準を「各々の電気通信
		<u>き</u> と考えます。		事業者が設計時に定めた品質低下指標に基づき、品質低下か否かの判断を
	•	これは、電気通信事業者には、大小		行う」という形で <b>電気通信事業者側の自由な裁量に基づく判断に委ねること</b>
		の様々な事業者が存在し、各々で、		は、公共性を有する電気通信事業において不安定なサービスを招来するお
		ベストエフォートサービスの最低限確		<b>それ</b> があり、 <mark>制度としても成立し得ない</mark> と考えられます。
		保すべき品質値を設計時に定めてい	•	また、いわゆる「ベストエフォート型」とは、単に TCP/IP に基づきネットワーク
		ることと、卸提供を受けている卸先事		をユーザー全体で経済的に使用することを前提としたサービスを指し示すも
		業者の場合は、卸元事業者との取り		のと考えられます。このため、設備故障やヒューマンエラー等、事業者の責め

事務局案の記載内容		 構成員からの意見		考え方(案)
		決め、通知に基づきサービスの品質		に帰すべき原因によって通信事故を発生させたにもかかわらず、そのサービ
		低下を判断する必要があることによ		ス品質の低下に対して再発防止策等の報告が不要となることが「ベストエフ
		るものです。		<b>ォート」型の名の下で野放図に許容されるものではない</b> と考えます。
			•	さらに、ベストエフォートサービスに関する設計時の品質値については、一般
				的に契約者に対して情報開示が行われておらず不透明です。
「電気通信事業者の電	•	一定程度の利用者に長期間影響を	•	「重大な事故」報告制度は、電気通信事業者が報告を怠った際には罰則が科
気通信設備の故障に		及ぼした事象について、 <u>一定のユー</u>		される可能性があるものであるため、 <u>報告基準に「一定のユーザー申告があ</u>
起因するものであっ		ザー申告がある状況(利用者の利益		る状況」という曖昧かつ不明確な条件を加えることは、恣意的な刑事罰の適
て、かつ、利用者に対		を損ねる事態)のうち、呼損率または		<b>用を抑制する観点からも不適当</b> と考えます。また、そもそも、一部の電気通信
する影響が「重大な事		トラヒック減少が 15%を超える状態が		事業者では、夜間・深夜帯のお客様からの電話による苦情申告を受け付けて
故」に定める継続時間		継続的に1日を超えるような事態とな		いません。
及び影響利用者数の		<u>った場合を対象</u> とし、影響ユーザー	•	通信インフラは国民生活や社会経済活動の重要な基盤となっており、「1 日
基準相当以上のもの」		数を調査した結果、ある一定の利用		(24 時間)」を超過する障害となって初めて重大な事故として取り扱うこととす
を「品質の低下」の該		者(役務ごとの現行の事故基準に基		ることは、国民・企業の理解を得られない ばかりか、我が国の電気通信事業
当要件とする。		づく)を超過した場合、「重大な事故」		全体の水準や信頼性を大きく劣化させることにつながるおそれがあると考え
		として報告することを提案する。		ます。
	•	設備の故障に起因する事象について	•	[資料 52-2]のとおりであり、電気通信事業法の義務として、電気通信事業者
		は、利用者にほとんど影響を与えな		には <u>公共性の高い電気通信事業を担う以上、電気通信役務の確実かつ安定</u>
		かった場合であっても、重大な事故と		<u>的な提供</u> を行うことが求められています。
		して扱われるおそれがある。 <u><b>例えば、</b></u>	•	「利用者にほとんど影響を与えなかった場合」の具体的な判断基準が曖昧か
		<u>10 の設備による冗長化構成のうち 1</u>		<b>つ不透明</b> です。設備故障の程度によっては、ユーザーによっては受忍できな
		つの設備が故障し、結果として利用		いケースも十分にあり得ると考えます。
		者にほとんど影響を与えなかった場		
		<u>合</u> にも、重大な事故に該当することと		
		なる。		

### (2)事故の継続時間

ナッパント・コート・コー
事故の継続時間は、「電気通信
設備の故障を起点として、電気
通信事業者の対処によりネットワ
一クが正常に戻り利用者の求め
に応じて通信サービスの提供が
可能になる時点まで」(下図左
側)とする。

事務局室の記載内容

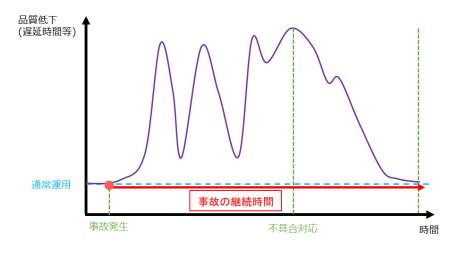
### 構成員からの意見

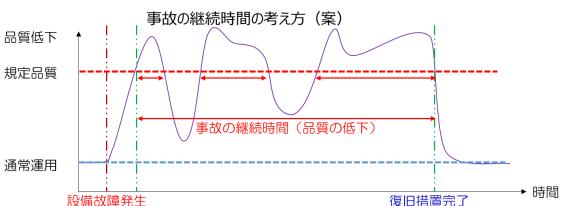
事故の継続時間は「電気通信 設備の故障後に規定の品質を 初めて下回ったときを起点とし て、電気通信事業者による復旧 措置が完了するまで」(下図右 側)とするべきではないか。

# 考え方(案)

- **電気通信事業法は利用者利益の保護を目的としています**。このため、事故の継続時間の起点については、設備アラートやトラヒック異常等によって起点となる時刻が容易に明確になることからも、事業者のネットワーク 運用センターにおいて何らかの異常な事象が発生し、サービス品質に何らかの影響が及んだ時刻とすることが適当と考えます。
- 同様に、事業者による復旧措置が完了した後であっても、全国の通信ネットワークにふくそうが連鎖的に波及する状態や不完了呼の解消のための発信が続き、利用者にとっては通信サービスを利用しづらい状態が継続する場合もあり得ることから、原案の定義とすることが望ましいと考えます。

#### <事故の継続時間のイメージ>





#### 事務局案の記載内容

えたものを「重大な事故」

に該当するものとして扱う

こととする。

緊急通報に影響を与えた ● 現在、音声伝送サービスに 場合については、事業用 対する「品質の低下」の基準 ┃● 電気通信設備規則で定め として、大規模災害時におけ る技術基準における接続 る最大の通信規制値と同等 品質「呼損率 15%以下」 レベルという考え方に基づき を満たさなかった場合を 「呼損率 80%以上」が適用さ 対象とし、事故の継続時 れており、これを緊急通報に も引き続き適用すべきでは 間及び影響利用者数が 「重大な事故」の基準を超 ないか。

構成員からの意見

▶ [資料 52-3]を参照。

## 考え方(案)

- 大規模災害時における最大の通信規制値と同等レベルという考え方に基づき「呼 損率 80%以上」を適用した際の情報通信審議会答申(平成 21 年 7 月)では、「呼 損率 80%以上」であれば「品質の低下」に該当するという最悪値のレベルが示され ているだけであって、「呼損率 80%未満」であればサービス品質に支障がないとい うことを意味しているものではありません。「呼損率 80%以上」は暫定的な基準値 に過ぎず、当該答申においても「音声伝送役務における品質の低下の基準につい ては、今後とも関連の技術基準の在り方等とともに更に詳細な検討を行い、利用者 から見ても容易に理解出来る基準としていくことが望ましい。」旨が申し送られてい ることを踏まえ、通信サービスの社会的な重要性が高まりつつある中、これまでの 基準値に固執し続けることは適切ではないと考えます。
- そもそも、呼損率80%以上の基準はきわめて劣悪な音声通話のサービス品質であり、50%以上の確率で接続に成功するためには 4 回以上のダイヤル操作が必要となります。緊急通報は、緊急の事件・事故に対応するための重要な通信であり、一刻を争う事態において 5 割の確率で警察・消防・海上保安庁につながるためには 4 回以上ダイヤルが必要となる状態は回避するべき異常状態であると考えます。
- 例えば、心肺停止状態において命が助かる可能性は、秒単位の時間経過によって 大きく左右されます。緊急通報受理機関に対する緊急通報に関する接続品質は厳 しく取り扱われるべきものと考えます。
- 一方、事業用電気通信設備規則で定める音声伝送サービス(通話)に関する技術 基準では、接続品質「呼損率 15%以下」と規定されています。このため、確実かつ 安定的な緊急通報を実現する観点からも、電気通信事業者が本来的に遵守する べき技術基準を逸脱し、接続品質が低下した場合は、その事故の継続時間及び影 響利用者数が「重大な事故」の基準を超えたものを「重大な事故」として扱うべきも のとするべきと考えます。